

## 提案書評価基準

評価項目	配点	評価	評価の換算点 (加重倍率)	コメント
<b>(1) 業務全体に関する視点 (40点)</b>				
ア 横浜市勤労者福祉共済条例の趣旨、事業の目的についての理解度	5			
イ 実施方針の妥当性・実現性	5			
ウ 実施計画の妥当性・実現性	5			
エ 現状のサービスとの比較、連続性	5			
オ 平成30年度に向けた業務移行計画の妥当性・実現性	5			
カ 会員加入促進に向けた計画の実現性	10		5点×2 (2倍)	
キ その他当該業務に対する意欲等	5			
<b>(2) 会員サービスに関する視点 (40点)</b>				
ア 健康を促進するサービスの充実度	5			
イ 生活を支えるサービスの充実度	5			
ウ 余暇を有意義にするサービスの充実度	5			
エ その他事業者や会員及びその家族の福利厚生に寄与するサービスの充実度	5			
オ 特筆すべきサービスの有無	10		5点×2 (2倍)	
カ 会員ニーズ等の調査と反映方策	10		5点×2 (2倍)	
<b>(3) 実施体制に関する視点 (20点)</b>				
ア 実施体制 (構成・人数) の実効性	10		5点×2 (2倍)	
イ 類似業務の受託実績	5			
ウ 個人情報保護に関する社内規定等の整備状況	5			
<b>評価点</b>	100			
<b>市内中小企業加点</b>	5			
<b>総合評価点</b>	105			

## (採点方法)

- 各評価項目について、5段階評価を行うこととします。
- 配点の評価は、各項目5点満点とし、  
5点:優れている 4点:やや優れている 3点:普通 2点:やや劣る 1点:劣る とします。
- 評価点を算出するにあたり重視する項目について、指定された加重倍率を乗じることとします。

## 評 価 の 視 点

評価項目 及び 着眼点	配点	評価の換算点 (加重倍率)	評価の視点
<b>(1) 業務全体に関する視点 (40点)</b>			
ア 横浜市勤労者福祉共済条例の趣旨、事業の目的についての理解度	5		条例の趣旨や事業の目的について十分に理解しているか。
イ 実施方針の妥当性・実現性	5		条例の趣旨や事業目的に沿った内容となっており、十分に実現可能な方針になっているか。
ウ 実施計画の妥当性・実現性	5		十分に検討されており、実現可能な計画になっているか。
エ 現状のサービスとの比較、連続性	5		現状との対比や連続性が勘案された計画内容となっているか。
オ 平成30年度に向けた業務移行計画の妥当性・実現性	5		十分に検討されており、実現可能な計画になっているか。
カ 会員加入促進に向けた計画の実現性	10	5点×2 (2倍)	妥当で十分に実現可能な計画であり、加入促進が期待できる内容となっているか。
キ その他当該業務に対する意欲等	5		業務に対する強い意欲が認められるか。
<b>(2) 会員サービスに関する視点 (40点)</b>			
ア 健康を促進するサービスの充実度	5		現状が担保され、充実した内容となっているか。
イ 生活を支えるサービスの充実度	5		
ウ 余暇を有意義にするサービスの充実度	5		
エ その他事業者や会員及びその家族の福利厚生に寄与するサービスの充実度	5		
オ 特筆すべきサービスの有無	10	5点×2 (2倍)	魅力的で特筆すべきサービスがあり、実現可能な内容になっているか。
カ 会員ニーズ等の調査と反映方策	10	5点×2 (2倍)	調査・分析・反映方策について実現性・具体性があるか。
<b>(3) 実施体制に関する視点 (20点)</b>			
ア 実施体制 (構成・人数) の実効性	10	5点×2 (2倍)	必要な経験や専門性がある担当者が配置されており、業務の実施にあたり十分な体制になっているか。
イ 類似業務の受託実績	5		企業や地方自治体等が実施する類似業務で十分な実績があるか。
ウ 個人情報保護に関する社内規定等の整備状況	5		社内規定も整備され、社内研修も十分行われているか。
評価点	100		
市内中小企業加点	5		提案者が市内中小企業の場合には、評価の満点の5%を加点する。共同事業体で構成事業者に中小企業が入っている場合には、加点の対象とする。
総合評価点	105		

## (採点方法)

- 各評価項目について、5段階評価を行うこととします。
- 配点の評価は、各項目5点満点とし、  
5点:優れている 4点:やや優れている 3点:普通 2点:やや劣る 1点:劣る とします。
- 評価点を算出するにあたり重視する項目について、指定された加重倍率を乗じることとします。